

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年4月23日（金）15時00分～18時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
大辻室長補佐、市森係員  
澁谷企画調査官、知見主任安全審査官、高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、資料に基づき主に以下の説明があった。
  - 補正申請の説明
    - ✓ 2月22日の第88回特定原子力施設監視・評価検討会における原子力規制庁からの指摘事項への対応について
  - 設備についての補足説明
    - ✓ 脱水物を格納する保管容器について
    - ✓ 設備の運用・メンテナンスについて
    - ✓ 補助建屋の波及的影響について
    - ✓ 高性能容器（HIC）の再利用について
    - ✓ 試験機の動作状況について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメントを伝えた。
  - 補正申請に対する全体的な考え方
    - ✓ 閉じ込め機能について
      - ◇ スラリー安定化設備ではスラリーを開放空間で取り扱うとしているが、当該設備におけるSr-90の取扱量はIAEAの基準に照らせば、遮蔽付きグローブボックス等を必要とする取扱量であるため、これを開放空間において安全に取り扱えとする考え方及び理由について説明すること。
    - ✓ 告示濃度限度について
      - ◇ フィルタープレス機がある部屋の空気中の放射性物質濃度の評価結果は全面マスクを用いても入室できないほど高レベルとなっているが、トラブル等の際には若干時間を空けて換気を行えば全面マスクで入域できるとする考え方及び理由について説明すること。
    - ✓ バウンダリについて
      - ◇ 当該設備では放射性物質を取り扱う設備において重要なバウンダリの考慮がなされていないが、その考え方及び理由について説明すること。
    - ✓ 作業員被ばくについて

- ◇ 設備の運転において、作業員が行う作業内容や、その際に想定されるリスク及び対策について説明すること。
- ◇ 放射性ダストが飛散するおそれが最も高い工程として脱水物の落下時の想定がされているが、H I C内の攪拌作業やフィルタ交換、トラブル時にフィルタープレス機への作業員の接近による再飛散等、考え得る様々な状況に対して、最大のリスクとなるような評価がなされているか説明すること。
- 設備について
  - ✓ 設備や保管容器の設計にあたり、前提としたスラリー及び脱水物の核種濃度について、実測値との相違点を含めて説明すること。
  - ✓ 日々の通常メンテナンスやろ布の破断時の取替作業等の故障時の作業における想定被ばく線量評価については、行う頻度や想定される雰囲気線量についても説明すること。
  - ✓ フィルタープレス機の動作試験について、試験に用いた模擬スラリーが、実際に処理するスラリーをどの程度模擬できているのか確認の上、試験結果の妥当性について説明すること。
  - ✓ 耐震評価については、2月13日の地震についての地震動の分析評価を踏まえた上で、再度説明すること。

## 6. その他

### 資料：

- 多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置に関する補正申請の補足説明資料
- 多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置に関する補足説明資料
- 多核種除去設備スラリー安定化処理設備参考資料（試験機の動作状況）